

利用者のために

利用者のために

1 調査の目的

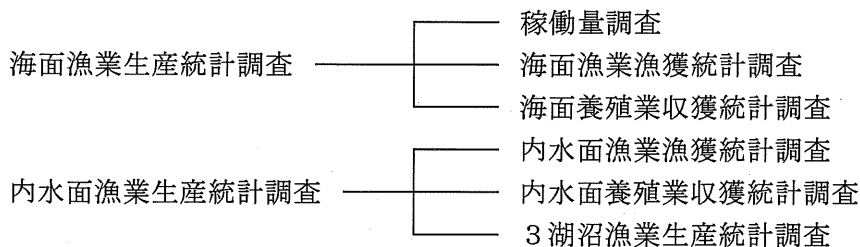
海面漁業生産統計調査及び内水面漁業生産統計調査（以下「調査」という。）は、我が国の海面漁業、海面養殖業、内水面漁業及び内水面養殖業の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備することを目的としている。

2 調査の根拠

海面漁業生産統計調査は統計法（昭和22年法律第18号）及び海面漁業生産統計調査規則（昭和27年農林省令第65号）に基づき、内水面漁業生産統計調査は統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づき実施した。

3 調査の種類

調査の種類は、以下のとおりである。



4 調査機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

5 調査期間

調査期間は、1月1日から12月31日までとした。

なお、遠洋漁業等で年を越えて操業する場合は、陸揚げ等のために港に入港した日の属する年に含めて調査を行った。

6 調査員等の設置

調査のために、稼働量調査については、漁業調査区及び養殖業調査区を設定し、それぞれ海面漁業調査員、海面養殖業調査員を必要に応じて設置した。また、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査については、水揚機関等に必要に応じて調査協力者を設置した。また、内水面漁業生産統計調査については、内水面漁業協同組合又は市町村の区域ごとに内水面漁業・養殖業調査員を必要に応じて設置した。

7 調査の対象

(1) 稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査

この調査は、海面に沿う市区町村及び漁業法第86条第1項に基づく市町村指定（昭和31年農林水産省告示第427号）の区域内（滋賀県東浅井郡虎姫町を除く。）にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として行った。

また、国外に設立された合弁会社のうち、漁獲物が内国貨物扱いされるものは調査対象とした。

(2) 内水面漁業漁獲統計調査

この調査は、漁業権等が設定された年間漁獲量100 t以上の河川及び湖沼並びに年間漁獲量が100 t未満の河川及び湖沼であっても、国の施策上、毎年の調査が必要な河川及び湖沼を管轄する内水面漁業協同組合又は同河川及び湖沼で内水面漁業を営む漁業経営体を対象として行った。

(3) 内水面養殖業収獲統計調査

この調査は、全国のます類、あゆ、こい及びうなぎを養殖するすべての内水面養殖業経営体を対象として行った。

(4) 3湖沼漁業生産統計調査

この調査の調査対象は、以下のとおりである。

ア 琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で生産された水産物を扱うすべての水揚機関

イ 琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で漁業又は養殖業を営むすべての漁業経営体及び養殖業経営体

8 調査客体数

(1) 稼働量調査

漁業調査区 5,043、養殖業調査区 1,268

(2) 海面漁業漁獲統計調査

水揚機関 1,905客体、海面漁業経営体 14,047客体

(3) 海面養殖業収獲統計調査

水揚機関等 2,361客体

(4) 内水面漁業漁獲統計調査

内水面漁協・内水面漁業経営体 593客体

(5) 内水面養殖業収獲統計調査

内水面養殖業経営体 2,091客体

(6) 3湖沼漁業生産統計調査

水揚機関等 1,267客体

9 調査事項

(1) 稼働量調査

この調査は、次に掲げる事項について行った。

ア 漁船漁業等経営体

- | | |
|-------------|-----------------|
| (ア) 漁業経営体名 | (キ) 航海数 |
| (イ) 漁業経営体住所 | (ク) 出漁日数 |
| (ウ) 漁船名 | (ケ) 漁労日数 |
| (エ) 漁船トン数 | (コ) 年間海上作業従事日数 |
| (オ) 営んだ漁業種類 | (カ) 販売金額1位の漁業種類 |
| (カ) 操業水域 | |

イ 養殖業経営体

- | | |
|-------------|-----------------|
| (ア) 漁業経営体名 | (キ) 営んだ養殖種類 |
| (イ) 漁業経営体住所 | (ク) 養殖方法 |
| (ウ) 漁船名 | (ケ) 養殖施設数 |
| (エ) 漁船トン数 | (コ) 年間海上作業従事日数 |
| (オ) 営んだ漁業種類 | (カ) 販売金額1位の漁業種類 |
| (カ) 操業水域 | (シ) 養殖施設面積 |

(2) 海面漁業漁獲統計調査

この調査は、次に掲げる事項について行った。

ア 水揚機関

- (ア) 漁業経営体名
- (イ) 漁船名
- (ウ) 漁船トン数
- (エ) 操業水域
- (オ) 魚種別漁獲量

イ 漁業経営体

- | | |
|------------|---------------|
| (ア) 漁業種類名 | (キ) 陸揚月日 |
| (イ) 漁船名 | (ク) 陸揚地又は水揚機関 |
| (ウ) 漁船トン数 | (ケ) 航海数 |
| (エ) 操業水域 | (コ) 出漁日数 |
| (オ) 魚種別漁獲量 | (カ) 漁労日数 |
| (カ) 出漁期間 | |

注：1 航海数は、地びき網、定置網、潜水器漁業、採貝及び採藻を除く10トン以上の動力漁船を使用する漁船漁業についてのみ調査した。

2 漁労日数は、指定漁業（後に掲げる「漁業分類の定義」による。以下同じ。）についてのみ調査した。

3 漁船非使用の漁業については、漁獲量のみを調査した。

4 地びき網、定置網、潜水器漁業、採貝及び採藻については、漁労体数及び漁獲量のみを調査した。

(3) 海面養殖業収穫統計調査

この調査は、次に掲げる事項について行った。

- ア 養殖種類名
- イ 収穫魚種
- ウ 収穫量
- エ 経営体数
- オ 販売種苗種類別経営体数
- カ 年間種苗販売量
- キ 配合飼料・生餌別年間投餌量

注：1 投餌量は、魚類養殖（その他の魚類養殖を除く。）及びくるまえび養殖についてのみ調査した。

2 かき類養殖及びのり類養殖は、四半期別及び養殖年度（7月～翌年6月）別収穫量についても調査した。

(4) 内水面漁業漁獲統計調査

この調査は、内水面における水産動植物の採捕に係る次に掲げる事項について行った。

- ア 魚種別漁獲量
- イ 魚種別天然産種苗採捕量

(5) 内水面養殖業収穫統計調査

この調査は、内水面における水産動植物の養殖の事業に係る次に掲げる事項について行った。

- ア 魚種別収穫量（食用に限る。）
- イ 魚種別種苗販売量

(6) 3湖沼漁業生産統計調査

この調査は、次に掲げる事項について行った。

- | | |
|------------------|---------------------|
| ア 漁船名 | ク 施設数 |
| イ 漁船トン数 | ケ 施設面積 |
| ウ 漁業種類名（又は養殖種類名） | コ 投餌量 |
| エ 出漁日数 | サ 年間種苗販売量 |
| オ 魚種別漁獲量 | シ 販売金額1位の漁業種類（養殖種類） |
| カ 天然産種苗採捕量 | ス 経営組織 |
| キ 養殖方法 | セ 年間湖上作業従事日数区分 |

10 調査方法**(1) 稼働量調査**

この調査は、毎月、統計調査員による海面漁業経営体の代表者に対する面接聞き取り調査の方法で行った。

注：以下の漁獲成績等報告書を利用できる漁業種類を営む海面漁業経営体及び海面漁業経営体の所在する地域の水揚機関を利用しない海面漁業経営体については、(2)の海面漁業漁獲統計調

査の中で稼働量調査の調査項目について調査を行った。

漁獲成績等報告書を利用できる漁業種類

沖合底びき網、以西底びき網、大中型まき網、遠洋底びき網、遠洋・近海まぐろはえ縄、遠洋・近海かつお一本釣、小型捕鯨、さけ・ます流し網（中型）、遠洋・近海いか釣、さんま棒受網、ずわいがに漁業、日ロ民間操業による漁業、官公庁・学校・試験研究機関が行う指定漁業

(2) 海面漁業漁獲統計調査

この調査は、次に掲げるア又はイの方法で行った。

ア 四半期毎に、水揚機関の代表者に調査票（水揚機関用）又はフレキシブルディスクを配付し、自計申告する方法又は農林水産省の職員による水揚機関の代表者に対する面接聞き取り調査の方法で行った。

イ 年1回、海面漁業経営体の代表者に調査票（漁業経営体用）を配付し、自計申告する方法又は農林水産省の職員による漁業経営体の代表者に対する面接聞き取り調査の方法で行った。

なお、上記の漁獲成績等報告書を利用できる漁業種類を営む海面漁業経営体については、上記ア、イの調査方法に加えて、漁獲成績等報告書による取りまとめを行った。

(3) 海面養殖業収穫統計調査

この調査は、次に掲げるア又はイの方法で行った。

ア 四半期毎に、水揚機関の代表者に調査票又はフレキシブルディスクを配付し、自計申告する方法又は農林水産省の職員による水揚機関の代表者に対する面接聞き取り調査の方法で行った。

イ 年1回、養殖業経営体の代表者に調査票を配付し、自計申告する方法又は農林水産省の職員による養殖業経営体の代表者に対する面接聞き取り調査の方法で行った。

(4) 内水面漁業漁獲統計調査及び内水面養殖業収穫統計調査

この調査は、内水面漁業協同組合、漁業経営体又は養殖業経営体の代表者等に調査票を郵送し、記入された調査票を調査員が回収する自計申告調査の方法により行った。

ただし、調査票の記入が不十分である場合は、調査員が調査対象に聞き取ることにより補完した。

なお、協力の得られる調査対象については、往復郵送調査の方法により行った。

(5) 3湖沼漁業生産統計調査

この調査は、水揚機関、漁業経営体又は養殖業経営体の代表者に調査票を配付し、調査員又は農林水産省の職員が回収する方法若しくは調査員又は農林水産省の職員による面接聞き取り調査による方法で行った。

11 統計値の計上方法

(1) 稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収穫統計調査

この調査結果は、海面漁業経営体の所在地に計上した。

なお、かき類養殖及びのり類養殖の収穫量については、暦年のほか四半期別及び養殖年度についても取りまとめて計上した。

(2) 内水面漁業漁獲統計調査

この調査結果は、原則として漁業経営体が漁獲した河川及び湖沼ごとに計上した。

河川・湖沼が県境となっている場合は、実際に漁獲した地点が自県側・他県側を問わずに漁獲した漁業者の所属する組合が所属する県に計上した。

(3) 内水面養殖業収穫統計調査

この調査結果は、養殖業経営体の事務所の所在地に計上した。

(4) 3湖沼漁業生産統計調査

この調査結果は、漁業経営体が漁獲又は養殖経営体が収穫した3湖沼にそれぞれ計上した。

12 目標（実績）精度

この調査は全数調査のため、目標精度は設定していない。

13 用語の定義及び約束

(1) 稼働量調査

ア 漁業経営体

平成18年1月1日～12月31日の間に海面において利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、水産動植物の採捕又は養殖の事業を営んだ世帯又は事業所をいう。

調査結果については、平成18年1月1日～12月31日の間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人漁業経営体を除いた経営体数を掲載した。

イ 経営組織

(ア) 個人漁業経営体

漁業経営体のうち、個人で漁業を自営するものをいう。

(イ) 団体漁業経営体

個人漁業経営体以外の漁業経営体で、次のものをいう。

a 会社

商法（明治32年法律第48号）又は有限会社法（明治13年法律第74号）に基づき会社として登記されたものをいう。

b 漁業協同組合

水産業協同組合法（明治23年法律第242号。以下「水協法」という。）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

c 漁業生産組合

水協法に基づき設立された漁業生産組合をいう。

d 共同経営

2人以上（法人を含む。）のものが漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で管理運営するものをいう。

e 官公庁・学校・試験場

漁業を行った官公庁、学校及び試験場のうち、漁獲物及び収獲物を販売したものをいう。

ウ 漁船

平成18年1月1日～12月31日の間に漁業経営体が漁業生産のために使用し、調査期日現在で保有しているものをいい、主船のほかに付属船（まき網漁業における灯船、魚群探索船、運搬船等）を含めた。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（買いつけ用の鮮魚運搬船等）は含めない。

調査結果については、すべての漁業経営体が漁業生産のために使用した隻数を掲載した。

エ 経営体階層

海面漁業経営体の平成18年1月1日～12月31日の間における「販売金額1位の漁業種類」により、定置網、地びき網、海面養殖、漁船漁業及び漁船非使用に区分し、さらに漁船漁業については、海面漁業経営体の平成18年1月1日～12月31日の間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数により区分した。

オ 漁業種類

(7) 主とする漁業種類

海面漁業経営体が平成18年1月1日～12月31日の間に営んだ漁業種類のうち、販売金額が最も多い漁業種類をいう。

(4) 営んだ漁業種類

漁業経営体が平成18年1月1日～12月31日の間に営んだすべての漁業種類をいう。

カ 漁業層

(7) 沿岸漁業層

漁船非使用、無動力船、動力船10トン未満、定置網、地びき網及び海面養殖の各階層を総称したものである。

(4) 中小漁業層

動力船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものである。

(7) 大規模漁業層

動力船1,000トン以上の各階層を総称したものである。

(2) 海面漁業漁獲統計調査

ア 海面漁業

海面（浜名湖、中海、加茂湖、サロマ湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において水産動植物を採捕する事業（くじら、いるか及びあざらし以外の海獣を猟獲する事業を除く。）をいう。

イ 遠洋漁業

遠洋漁業とは、次の(ア)～(キ)の漁業をいう。

(7) 遠洋底びき網

(4) 以西底びき網

(7) 大中型遠洋かつお・まぐろ1そうまき網

(エ) 北洋はえ縄・刺網（平成14年まで）

(オ) 遠洋まぐろはえ縄

(カ) 遠洋かつお一本釣

(キ) 遠洋いか釣

ウ 沖合漁業

沖合漁業とは、10トン以上の動力漁船を使用する漁業のうち、遠洋漁業、定置網漁業及び地びき網漁業を除いたものをいう。

エ 沿岸漁業

沿岸漁業とは、漁船非使用漁業、無動力船及び10トン未満の動力漁船を使用する漁業並びに定置網漁業及び地びき網漁業をいう。

オ 漁労体

漁業経営体が海面漁業を営むための漁労の単位であり、漁船漁業における単船操業の場合は1隻を1漁労体とし、複船操業の場合は1組を1漁労体とした。

定置網においては、大型定置網は定置漁業権1件ごとに1漁労体とし、小型定置網及び地びき網は地元において呼称されている網(ます網、つぼ網、角建網等)をもって1漁労体とした。

なお、漁船非使用の漁業は漁労体数には計上しない。

また、漁労体数の統計上の単位については、(カ)統とした。

カ 水揚機関

生産物の陸揚地に生産物の売買取引を目的とする市場を開設している者及び生産物の陸揚地に所在する漁業協同組合、会社等の事業所で生産物の陸揚げをした者から生産物を譲り受け、又はその販売の委託を受けるものをいう。

キ 航海数

漁船が漁労を目的として出港してから入港するまでを1航海とし、その出漁回数を計上した。

なお、何らかの理由により漁労作業が行われなかった場合も、漁労を目的としていた場合は航海とした。

ただし、同一日に同一漁船が同一漁業で2回以上航海しても、1航海とした。

ク 出漁日数

漁獲の有無にかかわらず、漁船が漁労作業を目的として航海した日数をいい、日帰り操業の場合及び夕方出港し翌朝入港の場合は、いずれも1日として数え、1航海が2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日まで積算した日数とした。

ケ 漁獲量

漁労作業により得られた水産動植物の採捕時の原形重量をいい、乗組員の船内食用、自家用(食用又は贈答用)、自家加工用、販売活餌等を含む。ただし、次のものは除外した。

なお、単位は、原則としてtで計上したが、捕鯨業による鯨類は頭で計上した。

(ア) 操業中に丸のまま海中に投棄したもの

(イ) 沈没により滅失したもの

(ウ) 自家用の漁業用餌料(たい釣のためのえび類、敷網等のためのあみ類等)として採捕したもの

(エ) 自家用の養殖用種苗として採捕したもの

(オ) 自家用肥料に供するために採捕したもの(主として海藻類、かしばん、ひとで類等)

なお、船内で加工された塩蔵品、冷凍品、缶詰等はその漁獲物を採捕時の原形重量に換算した。

(3) 海面養殖業収獲統計調査

ア 海面養殖業

海面又は陸上に設けられた施設において、海水を使用して水産動植物を集約的に育成し、収獲する事業をいう。

なお、海面養殖業には、海面において、魚類を除く水産動植物の採苗を行う事業を含む。

イ 養殖経営体

利潤又は生活の資を得るために海面養殖業を営む世帯及びその他の事業所をいう。

なお、真珠養殖における経営体とは、母貝仕立て、挿核施術から施術後の貝の養成、管理を一貫して行うものをいう。

ウ 施設数

海面養殖業を営むために、築堤等で区切った海面又は海面に敷設した施設（いかだ、さく等）の数をいう。

エ 施設面積

海面養殖業を営むために、築堤等で区切った海面の面積又は海面に敷設した施設の面積（養殖施設の投影面積の合計）をいう。

なお、はえ縄式は、総延長を1,000m単位で計上した。

オ 水揚機関

(2)の海面漁業漁獲統計調査に同じ。

カ 養殖種類別の計上方法

(ア) 魚類養殖、水産動物類養殖

a 養殖施設数

養殖に使用した施設の数をいい、築堤式、網仕切式、小割式、陸上水槽式は面で計上した。

なお、種苗養殖のみに使用した施設は除いた。

b 投餌量

養殖のために投与した餌料の量をいい、t単位で計上した（種苗養殖のために投与した餌料は含めない。）。

また、本項目は、ぎんざけ、ひらめ、ぶり類、まだい及びくるまえびの各養殖について調査した。

c 養殖収獲量

収獲した量（種苗養殖による収獲を除く。）をt単位で計上した。

(イ) かき類養殖

a 養殖施設数

全国標準規格として、いかだ式は18.2m×10.9m、はえ縄式は54.54mを1台に換算して計上した。

b 養殖収獲量

むき身重量と殻付き重量のそれぞれをt単位で計上した。

むき身重量は、むき身調査分に殻付き分をむき身換算したものを加え、殻付き重量は、殻付き調査分にむき身調査分を殻付き換算したものを加え、それぞれ全量を表示した。

また、計上期間は暦年、養殖年度（7月～翌年6月）及び四半期（むき身に限る。）とした。ただし、翌年1～6月は概数である。

(ウ) ほたてがい養殖及びその他の貝類養殖

a 養殖施設数

いかだ式は台、簡易垂下式は面、はえ縄式は1,000m単位で計上した。

b 養殖収獲量

殻付き重量をt単位で計上した。

(エ) のり類養殖

a 養殖施設数

全国標準規格として、網ひび式は18.2m×1.5mを1さくに換算し、1,000さく単位で計上した。

b 養殖収獲量

「板のり」及び「ばらのり」の干重量を生重量換算したものに「その他」(生重量)を加え、t単位で計上した。

なお、「板のり」は1,000枚単位で、「ばらのり」及び「その他」はt単位で計上した。

また、計上期間は暦年、養殖年度(7月～翌年6月)及び四半期とした。ただし、翌年1月～6月は概数である。

(オ) こんぶ類養殖、わかめ類養殖及びその他の海藻類養殖

a 養殖施設数

いかだ式は台、はえ縄式は1,000m単位で計上した。

b 養殖収獲量

生重量をt単位で計上した。

なお、干製品で調査したものは生重量に換算した。

(カ) 真珠養殖

a 養殖施設数

全国標準規格として、いかだ式は6.36m×5.45mを、はえ縄式は使用する幹縄又は幹竹の長さ15m×4本を1台に換算して計上した。

b 浜揚量

収獲された真珠のうち、販売に供し得ないくず玉を除き、次の区分によりkg単位で計上した。

- | | | | |
|----------|--------------------|----|------------------|
| (a) 真円真珠 | 大玉 | 直径 | (8.0mm以上) |
| | 中玉 | 直径 | (6.0mm以上8.0mm未満) |
| | 小玉 | 直径 | (5.0mm以上6.0mm未満) |
| | 厘玉 | 直径 | (5.0mm未満) |
| (b) 半円真珠 | (スリー・クォーターサイズを含む。) | | |

キ 種苗養殖

種苗養殖とは、下記の種苗養殖(自家用を除く。)をいう。

- | | | |
|-------------|---------------|----------------|
| (ア) ぶり類種苗養殖 | (エ) 真珠母貝養殖 | (キ) くるまえばい種苗養殖 |
| (イ) まだい種苗養殖 | (オ) ほたてがい種苗養殖 | (ク) わかめ類種苗養殖 |
| (ウ) ひらめ種苗養殖 | (カ) かき類種苗養殖 | (ケ) のり類種苗養殖 |

ク 種苗販売量

ぶり類種苗、まだい種苗、ひらめ種苗及びくるまえばい種苗は、1,000尾単位で計上した。

真珠母貝は、t単位で計上した。

ほたてがい種苗は、1,000粒単位で計上した。

かき類種苗は、1,000連単位で計上した。(1連は貝がら60個)
 わかめ類種苗は、種縄又は種糸の長さを1,000m単位で計上した。
 のり類種苗は、網ひびは全国標準規格として18.2m×1.5mを1枚に換算し1,000枚単位で、貝がらは1,000個単位で計上した。

(4) 内水面漁業漁獲統計調査

ア 内水面漁業

公共の内水面において、水産動植物を採捕する事業をいう。

イ 漁獲量

利潤又は生活の資を得るために、生産物の販売を目的として内水面漁業により採捕された水産動植物の採捕時の原形重量をいい、自家消費を含むが、投棄した数量及び農家等が肥料用に採捕した藻類等の数量は販売しない限り除外した。なお、単位はtで計上した。

(5) 内水面養殖業収穫統計調査

ア 内水面養殖業

一定区画の内水面又は陸上において、淡水を使用して水産動植物(種苗を含む。)を集約的に育成し、収穫する事業をいう。ただし、次のものは除外した。なお、単位はtで計上した。

(ア) 蓄養

漁業又は養殖業によって生産された水産動物類をいけす等に收容し、肥育を目的とせず価格維持又は収穫時あるいは購入時との価格差によって収益をあげることを目的に、一定期間水産動物類を囲って生存させておく事業。

(イ) 増殖

天然における水産動物類の繁殖助長若しくは繁殖保護又はその資源の増大を目的として行う事業。

(ロ) 釣り堀等のサービス業

料金を徴収して水産動植物の釣り等を行わせるサービス業。

ただし、自ら養殖した水産動物類をサービス業に供している場合は、サービス業に供する以前の事業は、内水面養殖業に含めた。

(ハ) 水田養魚

水田又は稲を植える前、若しくは刈り取った後の空田を利用して養魚を行う事業。

ただし、かつて水田であっても当該調査年に全く稲田等として利用しないで、もっぱら養殖池として利用したものは、内水面養殖業に含めた。

(ニ) 観賞魚

錦ごい、その他の観賞魚の育成を行う事業。

(ホ) 内水面においてかん水を用いる養殖業

内水面においてかん水(海水等の塩分を含んだ水をいう。)を用いる養殖業。

ただし、あゆ及びうなぎの種苗をかん水を用いて生産し販売を行った場合は、調査の対象とし、種苗販売量に含めた。

(ヘ) 官公庁、学校、試験研究機関

官公庁、学校又は試験研究機関が本来の目的である試験研究のために行う調査対象魚種の養殖。

ただし、調査対象魚種の販売を行った場合は、調査の対象とした。

イ 養殖収獲量

内水面養殖業により食用を目的に収獲した数量をいい、自家用（食用）を含む。

養殖収獲量は、収獲時の原形重量により計上し、種苗販売量は含めない。

なお、単位はtで計上した。

ウ 種苗販売量

増殖用（放流を含む。）又は養殖用の種苗生産（中間育成を除く。）を目的として、内水面漁業により採取された卵又は養殖された稚魚のうち販売された数量をいう。

稚魚は1,000尾単位で、卵は1,000粒単位で計上した。

(6) 漁業生産額

漁業生産活動による最終生産物の生産額をいい、具体的には、海面漁業生産統計調査及び内水面漁業生産統計調査で取りまとめたすべての漁業・養殖業（近海小型捕鯨を含む。）の魚種別生産量等に魚種別産地市場価格等に乗じて算出したものである。

なお、算出に用いる価格は原則として水産物流通調査から得られた産地市場水産物卸売価格を使用した。遠洋及びき網漁業等及び近海小型捕鯨については関係業界等から、また内水面漁業・養殖業については、主要産地の市場、関係団体等から聞き取った価格をそれぞれ勘案の上、決定した価格を使用した。

また、内水面漁業・養殖業生産額については、以下の推計方法を採用した。

ア 内水面漁業生産額

内水面漁業生産統計調査の調査対象は漁業権等が設定された年間漁獲量100t以上の河川及び湖沼並びに年間漁獲量が100t未満の河川及び湖沼であっても、国の施策上、毎年の調査が必要な河川及び湖沼を管轄する内水面漁業協同組合又は同河川及び湖沼で内水面漁業を営む漁業経営体を対象としていることから、主要106河川24湖沼の漁獲量に魚種別価格を乗じて魚種別生産額を推計した。

また、内水面漁業生産統計調査は平成18年調査より内水面漁業の調査範囲を、販売を目的とした漁獲された量のみとし、遊漁者（レクリエーションを主な目的として水産動植物を採捕するもの）による採捕量を含めないこととしたことから、内水面漁業生産額においても、遊漁者の採捕による生産額は含めていない。

イ 内水面養殖業生産額

(ア) 内水面漁業生産統計調査の調査対象が全国のます類、あゆ、こい及びうなぎ（以下「調査対象養殖魚種」という。）を養殖する養殖業経営体の内水面養殖業収獲量に限定されていることから、これら調査対象養殖魚種の生産額は、内水面漁業生産統計調査より得られる魚種別収獲量に魚種別価格を乗じて推計した。

また、調査対象養殖魚種以外の漁業生産額については、直近の漁業センサスより得られる内水面養殖業経営体（食用を主とする全ての経営体）の販売金額に占める調査対象養殖魚種を養殖する内水面養殖業経営体の販売金額の割合を算出し、この逆数に調査対象養殖魚種の魚種別生産額を乗じて算出した。

〔推計式〕

I：調査対象養殖魚種以外の魚種を含むすべての生産額（当該年）

A：調査対象養殖魚種の販売金額（漁業センサス結果）

B：調査対象養殖魚種以外の魚種を含むすべての販売金額（漁業センサス結果）

a : 調査対象養殖魚種の生産額（当該年）

$$I = \frac{B}{A} \times a$$

(イ) 種苗の生産額については、調査対象養殖魚種別に直近の漁業センサスより得られる食用を主とする内水面養殖業経営体の販売金額と種苗用を主とする内水面養殖業経営体の販売金額から比率を算出し、この比率を調査対象養殖魚種の魚種別生産額に乗じて算出した。

[推計式]

S : 種苗の生産額（当該年）

C : 調査対象養殖魚種の販売金額（漁業センサス結果）

D : 種苗用の販売金額（漁業センサス結果）

c : 調査対象養殖魚種の生産額（当該年）

$$S = \frac{D}{C} \times c$$

(7) 捕鯨業の表章

捕鯨業については、平成12年度までは単独表章としていたが、日本標準産業分類の改訂に伴い、漁業生産額については、海面漁業の内訳として表章した。

なお、漁業・養殖業生産量については、漁獲量ではなく捕獲頭数を公表していることから、従前どおり単独表章としている。

14 利用上の注意

(1) 調査対象の変更

ア 海面漁業・養殖業

海面漁業経営体数については、平成13年までは漁業動態調査漁業経営体調査、10年及び15年については漁業センサスにおいて把握していたが、年間海上作業従事日数が30日未満の個人漁業経営体は調査の対象から除外していた。

14年、16年、17年及び18年については、海面漁業生産統計調査稼働量調査で把握し、すべての海面漁業経営体を調査対象とした。

調査結果については、従来どおり、年間海上作業従事日数が30日未満の個人漁業経営体を除いた経営体数を平成14年、16年、17年及び18年調査結果として掲載した。

イ 内水面漁業・養殖業

(ア) 内水面漁業漁獲統計調査

内水面漁業漁獲統計調査の調査対象河川及び湖沼については、平成12年以前及び平成15年は全ての河川及び湖沼、平成13、14年は148河川及び28湖沼、平成16年から18年は106河川24湖沼を調査対象とした。

なお、平成18年より内水面漁業の調査範囲を、販売を目的として漁獲された量のみとし、遊漁者（レクリエーションを主な目的として水産動植物を採捕するもの）による採捕量は含めないこととした。

また、平成15年の調査結果については、前年比較を行うため、平成14年の調査対象である

148河川及び28湖沼の漁獲量を掲載し、全ての河川及び湖沼の漁獲量を参考として統計表に掲載した。

(イ) 内水面養殖業収獲統計調査

平成12年調査まではすべての魚種の収獲量であり、13年からは、ます類、あゆ、こい及びうなぎを対象とした。

(2) 単位及び記号の表示

ア 単位

表示単位未満の端数は四捨五入した。したがって、計と内訳とは一致しない場合がある。

イ 記号

この報告書に使用した記号は、次のとおりである。

「-」： 事実のないもの

「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「x」： 個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため統計数値を公表しないもの

「0」： 単位に満たないもの（例：漁獲量0.4t→0tなど）

「△」： 負数または減少したもの

15 この報告書に関する問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 統計部

電話 代表 (03) 3502-8111

生産流通消費統計課 漁業生産統計班 内線3687 (経営体数、生産量等)

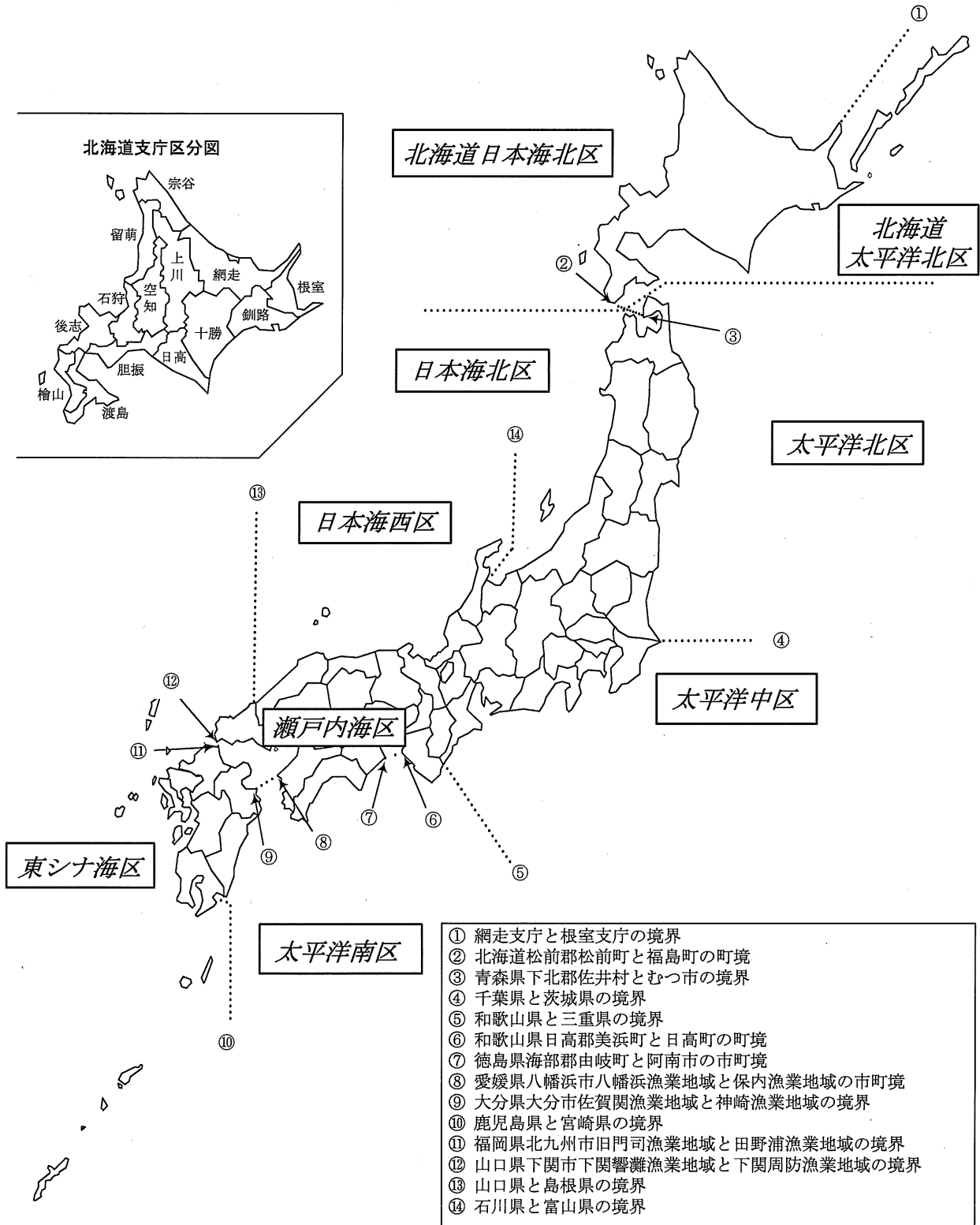
直通 03-3502-8094

経営・構造統計課 分析班 内線3635 (生産額)

直通 03-6744-2042

大海区・大海区別都道県区分図

漁業の実態を地域別に明らかにするとともに、地域間の比較を容易にするため海況、気象等の自然条件、水産資源の状況等を勘案して定めた地域区分をいう。



注：市町村については、平成18年1月1日現在である。

参 考 事 項

(1) 海面漁業及び魚種分類の定義

ア 漁業分類の定義

漁業種類名		定 義		内容例示	
網	遠洋底びき網	北緯10度20秒の線以北、次に掲げる線からなる線以西の太平洋の海域以外の海域において総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（指定漁業） イ 北緯25度17秒以北の東経152度59分46秒の線 ロ 北緯25度17秒東経152度59分46秒の点から北緯25度15秒東経128度29分53秒の点に至る直線 ハ 北緯25度15秒東経128度29分53秒の点から北緯25度15秒東経120度59分55秒の点に至る直線 ニ 北緯25度15秒以南の東経120度59分55秒の線			
	以西底びき網	北緯10度20秒の線以北、次に掲げる線からなる線以西の太平洋の海域において総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（指定漁業） イ 北緯33度9分27秒以北の東経127度59分52秒の線 ロ 北緯33度9分27秒東経127度59分52秒の点から北緯33度9分27秒東経128度29分52秒の点に至る直線 ハ 北緯33度9分27秒東経128度29分52秒の点から北緯25度15秒東経128度29分53秒の点に至る直線 ニ 遠洋底びき網のハ及びニの線			
漁	沖合底びき網	1 そうびき	北緯25度15秒東経128度29分53秒の点から北緯25度17秒東経152度59分46秒の点に至る直線以北、以西底びき網のイからハマまでの線以東、東経152度59分46秒の線以西の太平洋の海域において、総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（指定漁業）	1 そうびきで行うもの	
		2 そうびき		2 そうびきで行うもの	
業	小型底びき網	縦びき1種	総トン数15トン未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（法定知事許可漁業）	小型機船底びき網漁業取締規則（昭27.3.10農令6）第1条第1項第1号の手繰第1種漁業（網口開口装置を有しない網具を使用して行う手繰漁業）及び第5号のその他の小型機船底びき網漁業のうち網口開口板を使用するもの	かけまわし 2 そうびき 板びき網
		縦びきその他		前記取締規則第1条第1項第2号の手繰第2種漁業（ビームを有する網具を使用して行う手繰漁業）及び第3号の手繰第3種漁業（桁（=けた）を有する網具を使用して行う手繰漁業）	えびこぎ網 戦車こぎ網 けた網（貝、えび等） まんが
	横びき	前記取締規則第1条第1項第4項の打瀬漁業（法定知事許可漁業）		打瀬網（帆、潮）	

ア 漁業分類の定義(つづき)

漁業種類名		定義		内容例示	
船	ひき回し網	海底以外の中層又は表層をえい網する網具(ひき回し網)を使用して行う漁業(瀬戸内海において総トン数5トン以上使用は法定知事許可漁業)		ばっち網 2 そうびき船びき網 浮きひき網	
	ひき寄せ網	停止した船(いかりで固定するほか、潮帆、エンジンを使用して対地速度をほぼゼロにしたものを含む。)にひき寄せる網具(ひき寄せ網)を使用して行う漁業(瀬戸内海において総トン数5トン以上使用は法定知事許可漁業)		吾智(=ごち)網 船びき網(錨(=いかり)どめ)	
地びき網		陸岸にひき寄せる網具を使用して行う漁業			
漁業(つづき)	まき網	大	1	総トン数40トン(北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線の中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線からなる線以東の太平洋にあっては総トン数15トン)以上の動力漁船によりまき網を使用して行う漁業(指定漁業)	1 そうまきでかつお・まぐろ類をとることを目的として、遠洋(太平洋中央海区(東経179度59分43秒以西の北緯20度21秒の線、北緯20度21秒以北、北緯40度16秒以南の東経179度59分43秒の線、東経179度59分43秒以東の北緯40度16秒の線からなる線以南の太平洋の海域(南支那海の海域を除く。))及びインド洋海区)で操業するもの
			そ		1 そうまきでかつお・まぐろ類をとることを目的として、前記以外の海域で操業するもの
		ま	1 そうまきでかつお・まぐろ類以外をとることを目的とするもの		
		ま	2 そうまきで行うもの		
	中・小型まき網	巾着網	1 そうまき	指定漁業以外のまき網で、網す所に締環を有する漁具を使用して行う漁業(総トン数5~40トン漁船使用は法定知事許可漁業)	1 そうまきで行うもの
		その他のまき網	2 そうまき	指定漁業以外のまき網で、網す所に締環を有しない漁具を使用して行う漁業(総トン数5~40トン漁船使用は法定知事許可漁業)	2 そうまきで行うもの
	刺網	さけ・ます流し網	流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業(指定漁業・法定知事許可漁業)		
		かじき等流し網	総トン数10トン以上の動力漁船により、流し網を使用してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とする漁業(届出漁業、知事許可漁業)等		
		その他の刺網	流し網又は刺網を使用して行う漁業で前記以外のもの		中層刺網、底刺網、浮き刺網、流し網、まき刺網、こぎ刺網、太平洋底刺し網、日ロ民間操業による刺網漁業

ア 漁業分類の定義（つづき）

漁業種類名		定義	内容例示	
漁業（つづき）	敷網	さんま棒受網	集魚灯でさんまを集め、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業	
		その他の敷網	敷網を使用して行う漁業で前記以外のもの 張り網、四つ手網、棒受網（あじ、さば等） 込ませ網、あんこう網（沖縄式） 追込み網	
	定置網	大型定置網	漁業法（昭24.12.15法第267）第6条第3項の漁具を定置して営む漁業であって、第1号の身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深27メートル（沖縄県にあつては15メートル）以上であるもの（瀬戸内海（漁業法第109条第2項に該当する海面をいう。）におけるます網漁業並びに陸奥湾（青森県焼山崎から同県明神崎灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。）における落とし網漁業及びます網漁業を除く。）	
		さけ定置網	前記の漁具を定置して営む漁業であって、第2号の北海道においてさけを主たる漁獲物とするもの	
		小型定置網	定置網で前記以外のもの	ます網、つば網、角建網
	その他の網漁業		網漁業で前記以外のもの	建干し網、建切り網 たもすくい（さば） すくい網、投網
釣漁業	はえ縄	遠洋まぐろはえ縄	総トン数120トン（昭57.7.17以前に建造又は建造に着手された漁船については80トン、昭57.7.18以後に特定修繕を行った漁船については120トン）以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめ（以下「まぐろ等」という。）をとることを目的とする漁業（指定漁業）	
		近海まぐろはえ縄	総トン数10トン以上120トン（前記「遠洋まぐろはえ縄」のかつこ書きに同じ。ただし、総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船のうち、承認漁業等の取締りに関する省令に基づく届出漁業の「沿岸まぐろはえ縄漁業」を除く。）未満の動力漁船により、浮きはえ縄を使用してまぐろ等をとることを目的とする漁業（指定漁業）	
		沿岸まぐろはえ縄	浮きはえ縄を使用して、まぐろ等をとることを目的とする漁業で前記以外のもの	届出漁業
		その他のはえ縄	はえ縄を使用して行う前記以外の漁業	まぐろ類以外の魚を目的とする、浮きはえ縄 底はえ縄立てはえ縄 （立て縄釣は「その他の釣」）、ふぐはえ縄
	はえ縄以外の釣	か一本釣	総トン数120トン（前記遠洋まぐろはえ縄のかつこ書きに同じ。）以上の動力漁船により、はえ縄以外の釣具を使用してかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業（指定漁業）	
お一本釣		総トン数10トン以上120トン（前記遠洋まぐろはえ縄のかつこ書きに同じ。ただし、10トン以上20トン未満の動力漁船については、我が国の200海里外で操業するもののみ。）未満の動力漁船により、はえ縄以外の釣具を使用してかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業（指定漁業）		
釣		はえ縄又はひき縄以外の釣具により、かつお、まぐろ又はそうだがつおをとることを目的とする漁業で前記以外のもの	（小釣、五目釣は「その他の釣」）	

ア 漁業分類の定義（つづき）

漁業種類名		定義	内容例示	
釣 漁 業 （ つ づ き ）	はい えか 縄 以 外	遠洋いか釣	総トン数185トン以上の動力漁船により、釣り具を使用していかをとることを目的とする漁業（指定漁業）（ただし、北緯20度の線以北、東経170度の線以西の太平洋の海域（ペーリング海、オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海の海域を含む。）において、釣り具を使用していかをとることを目的として官公庁、学校、試験研究機関等が行う漁業は「近海いか釣」に含める。）	海外いか釣 （ニューージーランド、 フォークランド海域 等）
		近海いか釣	総トン数30トン以上185トン未満の動力漁船により、釣り具を使用していかをとることを目的とする漁業（指定漁業）	
		沿岸いか釣	ひき縄以外の釣り具により、いかをとることを目的とする漁業で前記以外のもの	
	の 釣 （ つ づ き ）	さば釣	釣り具により、さばをとることを目的とする漁業	はね釣 立て縄釣（さばを目的 とするもの） てんびん釣 はいから釣 （小釣、五目釣は「そ 他の釣」）
		ひき縄釣	ひき縄を使用して行う漁業（かつお、まぐろ又はそうだがつおを主たる目的とするものを含む。）	ひき縄、ひき縄釣 ひき釣、けんけん
		その他の釣	釣漁業で前記以外のもの	手釣、竿釣、一本釣 立て縄釣、たる流し釣 飼付け漁業 鳥付きこぎ釣漁業 小釣、五目釣
捕鯨業	小型捕鯨	動力漁船により、もりづつを使用してみんくくじら又は齒くじら（まっこうくじらを除く。）をとる漁業（指定漁業）		
そ の 他	潜水器漁業	潜水器を使用して行う漁業	潜水器漁業 簡易潜水器漁業	
	採貝	小型底びき網、潜水器漁業等以外の、貝をとることを目的とする漁業	貝かご、貝突き漁業 見突き漁、腰まき 大まき貝はさみ漁	
	採藻	潜水器漁業等以外の、海藻をとることを目的とする漁業		
	その他の漁業	前記以外のすべての漁業 ○ 針に引っかけてとるもの 文鎮こぎ、空釣縄、たこいさり ○ 捕鯨以外の、ほこ、もり等で突き刺してとるもの 突きん棒、貝を除く見突き ○ かぎ、鎌等で引っかけてとるもの たこかぎ、うなぎ鎌 ○ 採藻以外の、はさんだり、ねじったりしてとるもの うなぎはさみ ○ えり漁業 すだて、羽瀬 ○ うけ、筒、箱又はかごを使用してとるもの（採貝を除く。） たこつば、かにかご、あなご筒 ○ 木、竹、わら等を海中に敷設してとるもの 柴浸け、いか巣びき、さんま手づかみ（釣り具、ひき縄等を使用する場合は、該当する漁業種類に分類する。）		

イ 魚種分類の定義

魚 種 分 類		定 義 等 (標 準 和 名 <通 称・地 方 名 >)	
魚	ま ぐ ろ 類	くろまぐろ	くろまぐろ<ほんまぐろ>
		みなみまぐろ	みなみまぐろ<いんどまぐろ>
		びんなが	びんなが<びんちょう、とんぼ>
		めばち	めばち<だるま>
		きはだ	きはだ<きめじ>
		その他のまぐろ類	こしなが〔前記以外のまぐろ属及び分類不能のまぐろ属〕(いそまぐろは、その他の魚類)
	か じ き 類	まかじき	まかじき
		めかじき	めかじき
		くろかじき類	くろかじき<くろかわ>、しろかじき<しろかわ>、〔くろかじき属〕
		その他のかじき類	ばしょうかじき、ふうらいかじき〔前記以外のまかじき科〕
	か 類 つ お	かつお	かつお
		そうだがつお類	ひらそうだ、まるそうだ〔そうだがつお属〕
	さめ類		よしきりざめ、あぶらつのざめ、ほしざめ、しろざめ等(さかたざめは、えい類)
	さ ま す 類	さけ類	さけ<しろざけ>、べにざけ<べにます>、ぎんざけ、ますのすけ<キングサーモン>
		ます類	からふとます<せつぱり>、さくらます<まます、おおめます>
	このしろ		このしろ<こはだ>
にしん		にしん	
い わ し 類	まいわし	まいわし	
	うるめいわし	うるめいわし	
	かたくちいわし	かたくちいわし<せぐろ>	
	しらす	いわし類の稚仔(=ちし)魚であって、35mm以下程度のもの(混獲されたいわし類以外の稚仔魚を含む)。	
あ じ 類	まあじ	まあじ	
	むろあじ類	むろあじ、まるあじ、おあかむろ、もろ、くさやむろ〔むろあじ属〕	
さば類		まさば<ひらさば>、ごまさば<まるさば>〔さば属〕	
さんま		さんま	
ぶり類		ぶり、ひらまさ、かんばち〔ぶり属〕<はまち、わかし、いなだ、わらさ、つばす、ふくらぎ>	
類	ま ぐ ろ 類	くろまぐろ	くろまぐろ<ほんまぐろ>
		みなみまぐろ	みなみまぐろ<いんどまぐろ>
		びんなが	びんなが<びんちょう、とんぼ>
		めばち	めばち<だるま>
	か じ き 類	まかじき	まかじき
		めかじき	めかじき
		くろかじき類	くろかじき<くろかわ>、しろかじき<しろかわ>、〔くろかじき属〕
		その他のかじき類	ばしょうかじき、ふうらいかじき〔前記以外のまかじき科〕
	か 類 つ お	かつお	かつお
		そうだがつお類	ひらそうだ、まるそうだ〔そうだがつお属〕
	さめ類		よしきりざめ、あぶらつのざめ、ほしざめ、しろざめ等(さかたざめは、えい類)
	さ ま す 類	さけ類	さけ<しろざけ>、べにざけ<べにます>、ぎんざけ、ますのすけ<キングサーモン>
		ます類	からふとます<せつぱり>、さくらます<まます、おおめます>
	このしろ		このしろ<こはだ>
	にしん		にしん
	い わ し 類	まいわし	まいわし
うるめいわし		うるめいわし	
かたくちいわし		かたくちいわし<せぐろ>	
しらす		いわし類の稚仔(=ちし)魚であって、35mm以下程度のもの(混獲されたいわし類以外の稚仔魚を含む)。	
あ じ 類	まあじ	まあじ	
	むろあじ類	むろあじ、まるあじ、おあかむろ、もろ、くさやむろ〔むろあじ属〕	
さば類		まさば<ひらさば>、ごまさば<まるさば>〔さば属〕	
さんま		さんま	
ぶり類		ぶり、ひらまさ、かんばち〔ぶり属〕<はまち、わかし、いなだ、わらさ、つばす、ふくらぎ>	

イ 魚種分類の定義 (つづき)

魚 種 分 類		定 義 等 (標 準 和 名 <通 称・地 方 名>)	
魚 類 (つ づ き)	ひ か ら れ め い ・ 類	ひらめ	ひらめ
		かれい類	ひらめを除くかれい目の魚 (まがれい、さめがれい、やなぎむしがれい、あかがれい、まこがれい、あぶらがれい、そうはちがれい、めいたがれい、いしがれい、こがねがれい、おひょう、ひれぐる (なめたがれい)、うしのした類等
	た ら 類	まだら	まだら
		すけとうだら	すけとうだら<すけそう>
	ほっけ		ほっけ [ほっけ属]
	めぬけ類		あこうだい、あらめぬけ、あらすかめぬけ、ばらめぬけ、さんこうめぬけ、くろめぬけ
	きちじ		きちじ [きちじ属] <きんき、きんきん>
	はたはた		はたはた
	にぎす類		にぎす、かごしまにぎす
	にべ・ぐち類		にべ、こいち、しろぐち、くろぐち、ふうせい、きぐち [にべ科] <いしもち>
	えそ類		まえそ、わにえそ、とかげえそ、あかえそ、おきえそ [えそ科]
	いぼだい		いぼだい<しず>
	あなご類		まあなご、くろあなご [くろあなご属]
	はも		はも [はも属]
	たちうお		たちうお
	えい類		あかえい、がんぎえい、さかたざめ [えい目]
	た い 類	まだい	まだい
		ちだい・きだい	ちだい<はなだい、ちこだい>、きだい<れんこだい> [ちだい属、きだい属]
		くろだい・へだい	くろだい<ちぬ、かいず>、きちぬ<きびれ>、へだい [くろだい属、へだい属]
	いさき		いさき (しまいさき、やがたいさき等は、その他の魚類)
さわら類		さわら、うしさわら<おきさわら>、よこしまさわら、かますさわら [さわら属、かますさわら属] (バラクーダ (遠洋底びき網のおきさわら) は、その他の魚類)	
しいら類		しいら、えびすしいら [しいら属]	
とびうお類		とびうお、はまとびうお、つくしとびうお [とびうお科] <あご>	
ぼら類		ぼら、めなだ [ぼら科]	
すずき類		すずき、ひらすずき [すずき属] <せいご、ふっこ>	
いかなご		いかなご<こうなご、めろうど>	

イ 魚種分類の定義(つづき)

魚 種 分 類		定 義 等 (標 準 和 名 <通 称・地 方 名 >)
魚 類 (つ づ き)	あまだい類	しろあまだい、あかあまだい、きあまだい〔あまだい属〕<ぐじ>
	ふぐ類	とらふぐ、まふぐ、からす、ひがんふぐ、しょうさいふぐ、さばふぐ〔とらふぐ属、さばふぐ属〕
	その他の魚類	前記のいずれにも分類されない魚類(ほうぼう類、あんこう類、きんめだい類、こち類、さより類、おにおこぜ類、めばる類、きす類、はぎ類、かながしら類等)
え び 類	いせえび	いせえび
	くるまえび	くるまえび
	その他のえび類	前記のいずれにも分類されないえび類(ほっこくあかえび、こうらいえび<大正えび>、ぼたんえび等)
か に 類	ずわいがに	ずわいがに<まつばがに、えちぜんがに>(まるずわいがにには、その他のかに類)
	べにずわいがに	べにずわいがに
	がざみ類	がざみ、ひらつめがに、たいわんがざみ、じゃのめがざみ(わたりがに科)
	その他のかに類	前記のいずれにも分類されないかに類(たらばがに、けがに、はなさきがに、まるずわいがに、いばらがに、あさひがに、あぶらがに等)
おきあみ類		なんきょくおきあみを除くおきあみ類〔おきあみ属〕
貝 類	あわび類	くろあわび、えぞあわび、まだか、めがい(とこぶしは、その他の貝類)
	さざえ	さざえ
	はまぐり類	はまぐり、ちょうせんはまぐり〔はまぐり属〕
	あさり類	あさり、ひめあさり〔あさり属〕
	ほたてがい	ほたてがい
	うばがい(ほっきがい)	うばがい(ほっきがい)
	さるぼう(もがい)	さるぼう(もがい)
	その他の貝類	前記以外のいずれにも分類されない貝類(つぶ、ばい、たいらぎ、ばかがい、とりがい、あかがい、いたやがい、とこぶし等)
い か 類	こういか類	こういか、しりやけいか、かみなりいか、こぶしめ〔こういか科〕<もんごういか>
	するめいか	するめいか
	あかいか	あかいか<むらさきいか、ばかいか>(けんさきいかは、その他のいか類)、あめりかおおあかいか
	その他のいか類	前記のいずれにも分類されないいか類(やりいか、けんさきいか、そでいか、あおりいか、ほたるいか、ニュージーランドするめいか、まついか等)

イ 魚種分類の定義（つづき）

魚 種 分 類		定 義 等（標準和名<通称・地方名>）
たこ類		まだこ、みずだこ、い이다こ〔まだこ科〕
うに類		ばふんうに、えぞばふんうに、むらさきうに、きたむらさきうに、あかうに〔うに綱〕
なまこ類		まなまこ、くろなまこ〔なまこ綱〕
海産ほ乳類		海に棲息するほ乳動物類（海獣類、鯨類）（捕鯨業により捕獲されたものを除く。）
その他の水産動物類		前記のいずれにも分類されない水産動物類（なんきよくおきあみ、しゃこ、さんご、餌むし等）
海	こんぶ類	まこんぶ、ながこんぶ、みついしこんぶ、りしりこんぶ〔こんぶ属〕
	わかめ類	わかめ、ひろめ、あおわかめ〔わかめ属〕
藻	ひじき	ひじき
類	てんぐさ類	まくさ、ひらくさ、おにくさ、ゆいきり<とりのあし>〔てんぐさ科〕
	その他の海藻類	前記のいずれにも分類されない海藻類（ふのり類、あまのり類、とさかのり、おごのり、あらめ、かじめ等）

注：〔綱、目、科、属〕を示したものは、当該綱、目、科、属に含まれるすべての魚種を含む。種名で示したものは、当該魚種に限る。

(2) 海面養殖業・養殖方法及び養殖魚種分類の定義

ア 養殖分類の定義

養殖種類	定義	内容例示	
魚類養殖	ぎんざけ養殖	主としてぎんざけを養殖するもの	ぎんざけ
	ぶり類養殖	主としてぶり類を養殖するもの	ぶり、ひらまさ、かんぱち
	まだい養殖	主としてまだいを養殖するもの	まだい
	ひらめ養殖	主としてひらめを養殖するもの	ひらめ
	その他の魚類養殖	主として前記以外の魚類を養殖するもの	まあじ、しまあじ、ふぐ類、ちだい、くろだい、かわはぎ類等
貝類養殖	ほたてがい養殖	主としてほたてがいを養殖するもの	ほたてがい
	かき類養殖	主としてかき類を養殖するもの	まがき、いたぼがき、すみのえがき
	その他の貝類養殖	主として前記以外の貝類を養殖するもの	いたやがい、ひおうぎがい等
くるまえび養殖	主としてくるまえびを養殖するもの	くるまえび	
ほや類養殖	主としてほや類を養殖するもの	まぼや、あかぼや	
その他の水産動物類養殖	主として前記以外の水産動物類を養殖するもの	がざみ類、うに類、いせえび、餌むし等	
海藻類養殖	こんぶ類養殖	主としてこんぶ類を養殖するもの	まこんぶ、ながこんぶ、みついしこんぶ、りしりこんぶ
	わかめ類養殖	主としてわかめ類を養殖するもの	わかめ、ひろめ
	のり類養殖	主としてのり類を養殖するもの	あさくさのり、ひとえぐさ、すじあおのり
	その他の海藻類養殖	主として前記以外の海藻類を養殖するもの	もずく類、まつも等
真珠養殖	海水産の真珠母貝により真珠を生産するもの	真珠	
種苗養殖	ぶり類種苗養殖	ぶり類種苗を生産し販売するもの	ぶり類1・2年魚
	まだい種苗養殖	まだい種苗を生産し販売するもの	まだい稚魚、まだい1・2年魚
	ひらめ種苗養殖	ひらめ種苗を生産し販売するもの	ひらめ種苗
	真珠母貝養殖	真珠養殖に使用する海水産真珠母貝を生産し販売するもの	あこやがい、まべがい、くろちょうがい等の海水産真珠母貝
	ほたてがい種苗養殖	ほたてがい種苗を生産し販売するもの	ほたてがい種苗
	かき類種苗養殖	かき類種苗を生産し販売するもの	かき類種苗
	くるまえび種苗養殖	くるまえび種苗を生産し販売するもの	くるまえび種苗
	わかめ類種苗養殖	わかめ類種苗を生産し販売するもの	わかめ類種苗
	のり類種苗養殖	のり類種苗を生産し販売するもの	のり類種苗(網ひび、貝がら)
	(地方設定種苗養殖)	地方において設定した前記以外の種苗を生産し販売するもの	

イ 養殖方法分類の定義

養殖方法	定義	内容例示
築堤式	入江、湾等の海面を堤防で区切って養殖を行うもの	魚類、くるまえば等の養殖に用いられる。
網仕切式	入江、湾等の海面を網で仕切るか又は一定の海面を網で囲んで養殖を行うもの	魚類、くるまえば等の養殖に用いられる。
小割式	海面にいけす網、いけす箱等を浮かべるか又は中層に懸垂して養殖を行うもの	魚類、たこ類等の養殖に用いられる。
いかだ式	いかだに種苗を付着させた貝がら、ロープ等を直接垂下するもの及び種苗を入れたかご又は網袋を垂下して養殖を行うもの	かき類、ほたてがい、あわび類、わかめ類等の養殖に用いられる。 なお、わかめ類養殖等でみられる3～4mの間隔で浮き竹をロープでつないだものも、いかだ式に含める。
垂下式	海底に丸太、竹等の杭を立て、これに木、竹等を渡し、種苗を付着させた貝がら、ロープ等を直接垂下するもの及び種苗を入れたかご又は網袋を垂下して養殖を行うもの	かき類、ほたてがい等の養殖に用いられる。
はえ縄式	樽、合成樹脂製浮子等を使用して、海面に縄を張り、これに種苗を付着させた貝がら、ロープ等を直接垂下するもの及び種苗を入れたかご又は網袋を垂下して養殖を行うもの	かき類、ほたてがい、真珠、わかめ類等の養殖に用いられる。
地まき式	海底に種苗をまいて養殖を行うもの	かき類養殖に用いられる。
網ひび式	網ひびに種苗を付着させて養殖を行うもので、支柱式と浮き流し式がある。	のり類養殖に用いられる。
支柱式	海底に支柱を立て、これに網ひびを所定の高さに張り養殖を行うもの	
浮き流し式	海面に浮かせた枠に網ひびを張り養殖を行うもの	地方により「ベタ流し」、「沖流し」ともいわれる。 なお、「浮上いかだ式」も浮き流し式に含める。
そだひび式	そだ（＝切り取った竹や木の枝）に種苗を付着させて養殖を行うもの	かき類養殖に用いられる。
陸上水槽式	陸上のコンクリート水槽等に、動力で海水を揚水し、曝気（＝ばっき）装置を設け、海水の流れを図り養殖を行うもの	魚類、くるまえば等の養殖に用いられる。
その他	前記以外の養殖方法で行うもの	

ウ 養殖魚種分類の定義

養 殖 魚 種		定 義 等 (標 準 和 名)	
魚 類	ぎんざけ		ぎんざけ
	ぶ り 類	ぶり	ぶり
		かんぱち	かんぱち
		その他のぶり類	前記のいずれにも分類されないぶり類 (ひらまさ等)
	まあじ		まあじ
	しまあじ		しまあじ
	まだい		まだい
	ひらめ		ひらめ
	ふぐ類		とらふぐ、まふぐ [とらふぐ属]
	その他の魚類		前記のいずれにも分類されない魚類 (ちだい、くろだい、かわはぎ等)
貝 類	ほたてがい		ほたてがい
	かき類		まがき、いたぼがき、すみのえがき [いたぼがき科]
	その他の貝類		前記のいずれにも分類されない貝類 (いたやがい、ひおうぎがい等)
くるまえび		くるまえび	
ほや類		まぼや、あかぼや	
その他の水産動物類		前記のいずれにも分類されない水産動物類 (がざみ類、うに類、いせえび、餌むし等)	
海 藻 類	こんぶ類		まこんぶ、ながこんぶ、みついしこんぶ、りしりこんぶ [こんぶ属]
	わかめ類		わかめ、ひろめ
	のり類		あさくさのり [あまのり属]、ひとえぐさ [あおさ属]、すじあおのり [あおのり属]
	もずく類		もずく、おきなわもずく、ふともずく
	その他の海藻類		前記のいずれにも分類されない海藻類 (まつも等)
真珠		真珠 (海水産の真珠母貝により生産されるもの)	
種 苗	ぶり類種苗		ふ化の翌年の5月31日までのもののうち、もじゃこを除いたもの及びふ化の翌年の6月1日からその翌年の5月31日までのもの
	ま だ い	稚魚	天然種苗及び人工的に採卵、ふ化、飼育した人工種苗
		1・2年魚	ふ化の翌年の5月31日までのもののうち、稚魚を除いたもの及びふ化の翌年の6月1日からその翌年の5月31日までのもの
	ひらめ種苗		ひらめ種苗
真珠母貝		あこやがい、まべがい、くろちょうがい等	

ウ 養殖魚種分類の定義（つづき）

養 殖 魚 種		定 義 等 (標 準 和 名)
種	ほたてがい種苗	ほたてがい種苗
	かき類種苗	かき類種苗
	くるまえばい種苗	くるまえばい種苗
	わかめ類種苗	わかめ類種苗
	の 種 り 苗 類	網ひび
	貝がら	のりの果胞子が貝がらに穿入し、糸状体となったもの
	地方設定種苗	地方において任意に設定した前記以外の生産された種苗

(3) 内水面漁業・養殖業分類及び3湖沼漁業分類の定義

ア 内水面漁業魚種分類

魚種分類		該当する魚種名等
魚	さけ類	しろざけ（ときしらず、あきざけと称する地方もある。）、ぎんざけ、ますのすけ等
	からふとます	からふとます（せつぱりますと称する地方もある。）
さけ・ます類	さくらます	さくらます（ます、ほんます、まますと称する地方もある。）
	その他のさけ・ます類	ひめます（べにざけの陸封性）、にじます、ブラウントラウト、やまめ（さくらますの陸封性、やまべと称する地方もある。）、いわな、おしよろこま、ごぎ、かわます、えぞいわな、びわます（あまご）、いわめ、いとう等
類	わかさぎ	わかさぎ
	あゆ	あゆ
	しらうお	しらうお
	こい	こい
	ふな	ふな（きんぶな、ぎんぶな、げんごろうぶな、かわちぶな等）
	うぐい・おいかわ	うぐい、まるた、おいかわ（やまべ、はや、はえと称する地方もある。）
	うなぎ	うなぎ
はぜ類	まはぜ、ひめはぜ、うろはぜ、ちちぶはぜ、じゃこはぜ、あしじろはぜ、ごくらくはぜ、どんこ、かわあなご、いさぎ、しろうお、よしのぼり、ぴりんご、ちちぶ、うきごり等	
その他の魚類	上記以外の魚類（どじょう、ふくどじょう、あじめどじょう、しまどじょう、ぼら、めなだ、かじか、なまず、もろこ、にごい、ししゃも、らいぎよ、そうぎよ等）	
貝類	しじみ	やまとしじみ、ましじみ、せたしじみ等
	その他の貝類	しじみ以外の貝類
産動植物類水	えび類	すじえび、てながえび、ぬかえび等（ざりがにを除く。）
	その他の水産動植物類	上記以外の水産動植物類（さざあみ、やつめうなぎ、かに、藻類等）

イ 内水面養殖業魚種分類

魚種分類		該当する魚種名等
魚	にじます	にじます、ブラウントラウト、ドナルドソン
	その他のます類	やまめ、あまご、いわな等
類	あゆ	あゆ
	こい	こい
	うなぎ	うなぎ

ウ 3 湖沼漁業魚種分類

ア 琵琶湖の魚種分類

魚種分類		該当する魚種名等	
魚	わかさぎ	わかさぎ	
	ます	びわます	
	あ	こあゆ	こあゆ（ひうお（こあゆの稚魚）を含む。）
	ゆ	あゆ苗	あゆ苗（種苗用こあゆ）
	こ	こい	こい
	ふ	にごろぶな	にごろぶな
	な	その他	にごろぶな以外のふな
	う	うぐい	うぐい
	お	おいかわ	おいかわ
	う	うなぎ	うなぎ
	はぜ類	いさざ	いさざ（はぜ類）
		その他	いさざ以外のはぜ類
		もろこ類	ほんもろこ
その他			もろこ（ほんもろこ）以外のもろこ類（すでもろこ、でめもろこ等を含む。）
は		はす	はす
ブラックバス	ブラックバス	ブラックバス	
その他の魚類	前記以外のいずれにも分類されない魚類	前記以外のいずれにも分類されない魚類	
貝類	し	しじみ	せたしじみ
	真珠母貝	いけちようがい	いけちようがい
	その他の貝類	前記以外のいずれにも分類されない貝類	前記以外のいずれにも分類されない貝類
その他の水産動物類	え	すじえび	すじえび
	て	てながえび	てながえび
	その他の水産動物類	えび類以外の水産動物類	えび類以外の水産動物類

イ 霞ヶ浦及び北浦の魚種分類

魚種分類		該当する魚種名等	
魚	わかさぎ	わかさぎ	
	しらうお	しらうお	
	こ	こい	
	ふ	ふな	
	う	うなぎ	
	は	はぜ類	まはぜ、ひめはぜ
	ぼ	ぼら類	ぼら、めなだ
	た	たなご類	たなご、ぜにたなご、やりたなご
	さ	さより	さより
	ど	どじょう類	どじょう、しまどじょう
	す	すずき	すずき
	ひ	ひがい	ひがい
	れ	れんぎよ	れんぎよ
	そ	そうぎよ	そうぎよ
	ら	らいぎよ	らいぎよ
	ブラックバス	ブラックバス	ブラックバス
	その他の魚類	前記のいずれにも分類されない魚種	前記のいずれにも分類されない魚種
貝類	し	しじみ	やまとしじみ
	か	からすがい	からすがい（たんがい）
	真珠母貝	いけちようがい	いけちようがい
	その他の貝類	前記のいずれにも分類されない貝類	前記のいずれにも分類されない貝類
その他の水産動物類	え	えび類	すじえび、てながえび
	い	いさざあみ	いさざあみ、こませあみ
	その他の水産動物類	前記のいずれにも分類されないその他の水産動物類	前記のいずれにも分類されないその他の水産動物類

エ 3 湖沼漁業種類分類

(ア) 琵琶湖

漁業種類分類		定義
底網びき	貝びき網	小型動力船で貝けた網を使用して、貝類をとることを目的とする漁業
	沖びき網	小型動力船で底びき網を使用して、いさざ、ごり、もろこ、えび等をとることを目的とする漁業
敷網	四つ手網	四方形の敷網を使用して、あゆをとることを目的とする漁業
	追さで網	さで網を使用して（鵜竿等で威嚇して魚を網に追い込み）、あゆをとることを目的とする漁業
刺網	荒目小糸網	網丈0.7m～10.00m、編目6cm以上の小糸網を使用して、こい、ふな、もろこ等をとることを目的とする漁業
	細目小糸網	網丈0.7m未満の小糸網を使用して、あゆ、もろこ等をとることを目的とする漁業
はえ縄		1本の幹縄に多数の枝縄をつけ、枝縄の先に釣針をつけてうなぎ等をとることを目的とする漁業
地びき網		ひき網を（船でえい航せず）岸に引き寄せて、あゆ等をとることを目的とする漁業
定置網	落とし網	第2種共同漁業権により定められた一定の場所に漁網を定置して、こい、ふな等をとることを目的とする漁業
	えり	第2種共同漁業権により定められた一定の場所に竹すまたは網でえりを設置して、こい、ふな、もろこ等をとることを目的とする漁業
	やな	第2種共同漁業権により定められた一定の場所で河川を横断して杭を打ち竹すでやなを敷設して川をせき止めあゆをとることを目的とする漁業
採貝		手がき漁具を使用して、貝類をとることを目的とする漁業
かご類	えびたつべ	竹で編んだ円筒形の巣かごを使用して、えび類をとることを目的とする漁業
	もんどり	網で編んだもんどり及びたつべ（竹で編んだかご）を使用して、あゆ、こい、ふな、ます等をとることを目的とする漁業
あゆ沖すくい		小型動力漁船で船首にすくい網を固定し、あゆをすくいをとることを目的とする漁業
投網		人力により網を投げて、あゆ、こい、ふな、ます等をとることを目的とする漁業
竹筒		1本の幹縄に多数の枝縄をつけ、枝縄の先に竹筒をつけてうなぎ等をとることを目的とする漁業
その他の漁業		前記のいずれにも分類されない漁業で、こい、ふな等をとることを目的とする漁業

(イ) 霞ヶ浦及び北浦

漁業種類分類		定義
底びき網	わかさぎ・しらうおびき網	底びき網を使用してわかさぎ及びしらうおをとることを目的とする漁業。ただし、帆びき網漁業を除く。
	帆びき網	底びき網を使用し、風力を利用して行う漁業
	いさざごろびき網	底びき網を使用していさざあみ及びはげ類をとることを目的とする漁業。ただし、帆びき網漁業を除く。
刺網	しらうお刺網	刺網を使用して、しらうおをとることを目的とする漁業
	掛網	刺網を使用して、しらうお以外の魚類をとることを目的とする漁業
はえ縄		はえ縄を使用して行う漁業
定置網		漁具を定置して行う漁業
船びき網		網をえい航しないで、停止した船にひき寄せて行う漁業
採貝	まんぐわ	まんぐわを使用して、いけちょうがい及びからすがいをとることを目的とする漁業
	その他の採貝	貝類をとることを目的とする漁業。ただし、まんぐわ漁業を除く。
その他の漁業	笹浸	笹づけを使用して行う漁業
	おだ	おだを使用して行う漁業
	せん	せんを使用して行う漁業
	その他の漁業	前記のいずれにも分類されない漁業で、こい、ふな等をとることを目的とする漁業

オ 3 湖沼養殖魚種分類

魚種分類		該当する魚種名等
食	さけ・ ます類	にじます
	その他のさけ・ます類	にじます以外のさけ・ます類
用	あゆ	あゆ
	こい	こい
	ふな	ふな
	ティラピア	ティラピア
	その他の食用魚類	前記のいずれにも分類されない魚類
真珠		真珠（淡水産の真珠母貝により生産されるもの）
種苗	真珠母貝	いけちょう貝
	その他の種苗	前記以外の種苗

カ 3 湖沼養殖種類分類

養殖種類分類		定義
食用養殖	ます類養殖	「ます類」を養殖するもの
	あゆ養殖	「あゆ」を養殖するもの
	こい養殖	「こい」を養殖するもの
	ティラピア養殖	「ティラピア」を養殖するもの
	その他の食用養殖	前記以外の「食用魚」を養殖するもの
真珠養殖		淡水産の真珠母貝により真珠を生産するものをいう
種苗養殖		淡水産の真珠母貝といった「種苗」を販売するものをいう

キ 3 湖沼養殖方法分類

養殖方法	定義
築堤式	湖面の水面を堤防で仕切って、養殖を行うもの
小割式	湖面の水面にいけす網、いけす箱を浮かべるか又は中層に懸垂させて、養殖を行うもの
いかだ式	いかだに真珠母貝を入れたかご又は網袋を垂下して養殖を行うもの
はえ縄式	たる、合成樹脂製浮子等を使用して湖沼の水に縄を張り、これに真珠母貝を入れたかご又は網袋を垂下して養殖を行うもの
その他	前記以外の養殖方法で養殖を行うもの